

第二十八号様式の五(選挙運動用自動車の燃料代等の確認書の様式)(第十七条の五関係)

その一

確 認 番 号	自 動 車 燃 料 代 確 認 書
公職選挙法施行令第109条の4第2項第2号ロの規定に基づき、次の自動車燃料代は、同号ロに定める金額の範囲内のものであることを確認する。	
何年何月何日	
何選挙管理委員会委員長(中央選挙管理会委員長) 氏 名 印 記	
1 何年何月何日執行何選挙(何選挙区)	
2 候補者の氏名 (参議院名簿届出政党等の名称)	
3 燃料の供給を受ける選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号	
4 確 認 金 額 円	
備考	
1 この確認書は、燃料代について確認を受けた候補者から燃料供給業者に提出してください。	
2 この確認書を受領した燃料供給業者は、公費の支払の請求をする場合には、選挙運動用自動車使用証明書(燃料)とともに当該確認書を請求書に添付してください。なお、公費の支払の請求ができるのは、この確認書に記載された選挙運動用自動車への燃料の供給に限られています。	
3 この確認書に記載された候補者について供託物が没収された場合(参議院名簿登載者がその者に係る参議院名簿届出政党等における当選人の数に2を乗じて得た数に相当する当選人となるべき順位までにない場合)には、燃料供給業者は、都道府県(国)に支払を請求することはできません。	

その二

確 認 番 号	通 常 葉 書 作 成 枚 数 確 認 書
公職選挙法施行令第109条の7第2項の規定に基づき、次の通常葉書作成枚数は、公職選挙法第142条第1項に定める枚数の範囲内のものであることを確認する。	
何年何月何日	
何選挙管理委員会委員長(中央選挙管理会委員長) 氏 名 印 記	
1 何年何月何日執行何選挙(何選挙区)	
2 候補者の氏名 (参議院名簿届出政党等の名称)	
3 確 認 枚 数 枚	
備考	
1 この確認書は、通常葉書作成枚数について確認を受けた候補者から通常葉書作成業者に提出してください。	
2 この確認書を受領した通常葉書作成業者は、公費の支払の請求をする場合には、通常葉書作成証明書とともに当該確認書を請求書に添付してください。	
3 この確認書に記載された候補者について供託物が没収された場合(参議院名簿登載者がその者に係る参議院名簿届出政党等における当選人の数に2を乗じて得た数に相当する当選人となるべき順位までにない場合)には、通常葉書作成業者は、都道府県(国)に支払を請求することはできません。	

その三

確 認 番 号	ビ ラ 作 成 枚 数 確 認 書
公職選挙法施行令第109条の8において準用する第109条の7第2項の規定に基づき、次のビラ作成枚数は、公職選挙法第142条第1項に定める枚数の範囲内のものであることを確認する。	
何年何月何日	
何選挙管理委員会委員長(中央選挙管理会委員長) 氏 名 印	
記	
1 何年何月何日執行何選挙(何選挙区)	
2 候補者の氏名 (参議院名簿届出政党等の名称)	
3 確 認 枚 数	枚
備考	
1 この確認書は、ビラ作成枚数について確認を受けた候補者からビラ作成業者に提出してください。	
2 この確認書を受領したビラ作成業者は、公費の支払の請求をする場合には、ビラ作成証明書とともに当該確認書を請求書に添付してください。	
3 この確認書に記載された候補者について供託物が没収された場合(参議院名簿登載者がその者に係る参議院名簿届出政党等における当選人の数に2を乗じて得た数に相当する当選人となるべき順位まででない場合)には、ビラ作成業者は、都道府県(国)に支払を請求することはできません。	

その四

確 認 番 号	選挙事務所用立札・看板作成数確認書
公職選挙法施行令第110条の2第2項の規定に基づき、次の選挙事務所用立札・看板作成数は、同項に定める数の範囲内のものであることを確認する。	
何年何月何日	
何選挙管理委員会委員長(中央選挙管理会委員長) 氏 名 印	
記	
1 何年何月何日執行何選挙(何選挙区)	
2 候補者の氏名 (参議院名簿届出政党等の名称)	
3 確 認 数	
備考	
1 この確認書は、選挙事務所用立札・看板作成数について確認を受けた候補者から立札・看板作成業者に提出してください。	
2 この確認書を受領した立札・看板作成業者は、公費の支払の請求をする場合には、選挙事務所用立札・看板作成証明書とともに当該確認書を請求書に添付してください。	
3 この確認書に記載された候補者について供託物が没収された場合(参議院名簿登載者がその者に係る参議院名簿届出政党等における当選人の数に2を乗じて得た数に相当する当選人となるべき順位まででない場合)には、立札・看板作成業者は、都道府県(国)に支払を請求することはできません。	

その五

確 認 番 号	自動車等取付用立札・看板作成数確認書
公職選挙法施行令第110条の3において準用する第110条の2第2項の規定に基づき、次の自動車等取付用立札・看板作成数は、同項に定める数の範囲内のものであることを確認する。	
何年何月何日	
何選挙管理委員会委員長(中央選挙管理会委員長) 氏 名 印	
記	
1 何年何月何日執行何選挙(何選挙区)	
2 候補者の氏名 (参議院名簿届出政党等の名称)	
3 確 認 数	
備考	
1 この確認書は、自動車等取付用立札・看板作成数について確認を受けた候補者から立札・看板作成業者に提出してください。	
2 この確認書を受領した立札・看板作成業者は、公費の支払の請求をする場合には、自動車等取付用立札・看板作成証明書とともに当該確認書を請求書に添付してください。	
3 この確認書に記載された候補者について供託物が没収された場合(参議院名簿登載者がその者に係る参議院名簿届出政党等における当選人の数に2を乗じて得た数に相当する当選人となるべき順位までにない場合)には、立札・看板作成業者は、都道府県(国)に支払を請求することはできません。	

その六

確 認 番 号	個人演説会場用立札・看板作成数確認書
公職選挙法施行令第125条の3において準用する第110条の2第2項の規定に基づき、次の個人演説会場用立札・看板作成数は、同項に定める数の範囲内のものであることを確認する。	
何年何月何日	
何選挙管理委員会委員長 氏 名 印	
記	
1 何年何月何日執行何選挙(何選挙区)	
2 候補者の氏名	
3 確 認 数	
備考	
1 この確認書は、個人演説会場用立札・看板作成数について確認を受けた候補者から立札・看板作成業者に提出してください。	
2 この確認書を受領した立札・看板作成業者は、公費の支払の請求をする場合には、個人演説会場用立札・看板作成証明書とともに当該確認書を請求書に添付してください。	
3 この確認書に記載された候補者について供託物が没収された場合には、立札・看板作成業者は、都道府県に支払を請求することはできません。	

その七

確 認 番 号

ポ ス タ ー 作 成 枚 数 確 認 書

公職選挙法施行令第110条の4第2項の規定に基づき、次のポスター作成枚数は、同項に定める枚数の範囲内のものであることを確認する。

何年何月何日

何選挙管理委員会委員長(中央選挙管理会委員長) 氏

名 印

記

1 何年何月何日執行何選挙(何選挙区)

2 候補者の氏名

(参議院名簿届出政党等の名称)

3 確 認 枚 数

枚

備考

- 1 この確認書は、ポスター作成枚数について確認を受けた候補者からポスター作成業者に提出してください。
- 2 この確認書を受領したポスター作成業者は、公費の支払の請求をする場合には、ポスター作成証明書とともに当該確認書を請求書に添付してください。
- 3 この確認書に記載された候補者について供託物が没収された場合(参議院名簿登載者がその者に係る参議院名簿届出政党等における当選人の数に2を乗じて得た数に相当する当選人となるべき順位までにない場合)には、ポスター作成業者は、都道府県(国)に支払を請求することはできません。